

平成 30 年度

定期監査（第 1 次）結果報告書

平成 30 年 7 月 6 日

北見市監査委員

# 平成30年度定期監査（第1次）結果

## 1 監査の対象

監査の対象部局等については、平成30年度北見市監査計画に基づき、次のとおり定めた。

- 端野総合支所 総務課、市民環境課、保健福祉課、  
産業課、建設課（上下水道分含む）
- 常呂総合支所 総務課、市民環境課、日吉出張所、保健福祉課、  
産業課、建設課（上下水道分含む）、観光事業推進主幹
- 留辺蘂総合支所 総務課、市民環境課、温根湯温泉支所、瑞穂出張所、  
保健福祉課、静楽園、留辺蘂ふれあいセンター、  
産業課、建設課（上下水道分含む）、民営化担当主幹
- 端野教育事務所 総務課、生涯学習課、端野町公民館、端野図書館  
端野町歴史民俗資料館
- 常呂教育事務所 総務課、生涯学習課、常呂町公民館、常呂図書館  
ところ遺跡の森
- 留辺蘂教育事務所 総務課、生涯学習課、留辺蘂町公民館、  
留辺蘂町温根湯温泉公民館、留辺蘂図書館

## 2 監査の期間

平成30年4月20日（金）から6月25日（月）まで

## 3 監査の主眼及び方法

平成29年10月から平成30年3月までにおける財務に関する事務事業について、北見市財務規則等に基づき事務処理が適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、収入に関する事務については収納状況等を、支出に関する事務については予算の執行状況全般のほか、工事及び業務委託等に係る契約事務並びに物品等の管理・保管及び諸帳簿等の整備状況を主たる対象事項として実施した。

## 4 監査の結果

収入及び支出関係ともに、予算及び関係法令に基づき、概ね適正に執行されていることが認められたが、事務処理の一部に、次のような是正又は改善を要する事項がみられた。

### (1) 予算執行関係について

収入・支出伝票処理において、納期及び納期限の設定を誤っているもの、決裁区分を誤っているもの等がみられた。

### (2) 契約事務について

契約約款や関係書類の精査不足等がみられた。

### (3) 時間外勤務命令及び週休日の振替等について

週休日に勤務を命ずる場合において、当初から振替日を指定せず、時間外勤務を命じているもの等がみられた。

## 5 意見

今回の監査を通して、システム化された伝票処理等のミスは、減少傾向にあり、事務改善の成果が見られる。

今後も経理事務担当者会議等の職員研修を行い適正な事務の執行につとめられたい。

また、時間外勤務命令等については、週休日の勤務について正しく振替処理が行われていないものも見受けられたので、管理職研修等を通じ制度趣旨の徹底をはかられたい。

## 監査の結果に基づき講じた措置（平成 31 年 4 月 8 日公表）

次のとおり市長等から、平成 30 年度定期監査（第 1 次）結果に基づく措置の通知がありました。

平成 30 年度定期監査(第 1 次)結果の内容	市長等が講じた措置
<p>( 1 ) 予算執行関係について            収入・支出伝票処理において、納期及び納期限の設定を誤っているもの、決裁区分を誤っているもの等がみられた。</p>	<p><b>【市長】</b>            平成 30 年 7 月 17 日開催の定例部長会議において、平成 30 年度第 1 次定期監査結果について報告し、適正な事務処理を行うよう周知を図りました。            今後も、関係課と連携の上、経理事務担当者説明会等を通じて事務の徹底を図ってまいります。</p> <p><b>【教育長】</b>            支出業務における決裁区分等の誤りについては、財務規則第 245 条内かんの規定に基づき訂正しました。今後は、財務規則及び諸規定、通知等に十分留意の上、適正な事務処理及び遺漏のない確認作業に努めてまいります。</p>
<p>( 2 ) 契約事務について            契約約款や関係書類の精査不足等がみられた。</p>	<p><b>【市長】</b>            契約事務の取扱いについては、法令及び北見市財務規則等に基づく適切な処理が求められることから、これまでも経理事務担当者説明会等を通じて周知を図っております。            指摘事項も含め、今後も、より適正な事務処理に向けて経理事務担当者説明会等を通じて事務の徹底を図ってまいります。</p> <p><b>【教育長】</b>            契約相手からの受領文書の受付印の押印漏れについては受付印を押印し、受渡書の処理遺漏については決裁を行い処理しました。引き続き適正な事務処理に努めてまい</p>

<p>(3) 時間外勤務命令及び週休日の振替等について</p> <p>週休日に勤務を命ずる場合において、当初から振替日を指定せず、時間外勤務を命じているもの等がみられた。</p>	<p>ります。</p> <p><b>【市長】</b></p> <p>勤務状況報告書の様式について見直しを行い、勤務時間の割振りを意識的に行えるよう工夫を行ったところではありますが、週休日の振替制度に対する誤解などもあるため、説明を繰り返し行うなど、引き続き制度に対する認識を高めてまいります。</p> <p><b>【教育長】</b></p> <p>週休日の勤務に係る振替の指定については、北見市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び条例施行規則に基づき、適正な事務処理を行うとともに、課内研修等により命令権者と受命者の共通理解に努めてまいります。</p> <p>また、職員の労働時間の管理については、業務管理の徹底を図り、職員が長時間労働とならないよう十分留意の上、適切な勤務命令に努めてまいります。</p>
---	--